

ショートステイ事業の利用案内

制度の概要

【ショートステイ事業】（利用期間：おおむね7日以内 利用時間：24時間）

保護者が次の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、受入施設において一定期間、保護・養育を行います。

- ① 児童の保護者の疾病上の理由
- ② 育児疲れ、慢性疾患時の看病疲れ、育児不安等身体上又は精神上的理由
- ③ 出産、看護、事故、災害、失踪等家庭における養育上の理由
- ④ 冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等の社会的な理由

申請手続き

【申請に必要な書類】

- ・世羅町短期支援事業利用申請書
- ・申請理由を証明する書類（別表1）
- ・利用要件により、その他必要な書類
- ・利用者負担金の決定・住民登録確認に必要な書類（別表2）
※確認ができない場合のみ要提出

（別表1）申請理由を証明する書類

利用要件	確認書類
① 児童の保護者の疾病上の理由	診断書など
② 育児疲れ、慢性疾患時の看病疲れ、育児不安等身体上又は精神上的理由	診断書など
③ 出産、看護、事故、災害、失踪等家庭における養育上の理由	入院承諾（証明）書、治療計画書、母子健康手帳、事故証明書、被災証明など
④ 冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等の社会的な理由	会葬礼状、開催通知、就労証明書など

（別表2）利用者負担金決定・住民登録確認に必要な書類（確認ができない場合のみ要提出）

世帯区分	確認書類
生活保護世帯	生活保護証明書
その他の世帯	町民税課税記載証明書
全世帯	住民票（世帯員全員）

実施施設

施設名	所在地	対象年齢
社会福祉法人 広島同胞援護財団 子供の家三美園	広島県尾道市美ノ郷町三成 20372 番5 Tel0848-48-0045	2歳以上の児童
社会福祉法人 こぶしヶ丘学園	広島県福山市加茂町下加茂 899 番地 Tel0849-72-5811	2歳以上の児童

利用負担金

《利用者負担額基準額》

事業の名称	世帯区分	利用児童等の区分	利用者負担額基準額
ショートス テイ事業	生活保護世帯（母子・父子家庭及び養育者家庭で町民税が 非課税である世帯を含む。）	2歳未満児	0円
		2歳以上児	0円
	町民税非課税世帯（母子・父子家庭及び養育者家庭を含む。 ただし、生活保護世帯として取扱われる世帯を除く。）	2歳未満児	日額 1,100円
		2歳以上児	日額 1,000円
	その他の世帯	2歳未満児	日額 5,350円
		2歳以上児	日額 2,750円

ご利用の流れ

流れ	内容
① 問い合わせ・相談	児童の養育が困難な状況等をご相談ください。
② 利用要件の確認 受入施設調整	受入施設に定員の空き状況を確認します。定員の空きがなければ利用できません。また、受入施設は、緊急保護を優先しますので、受入は当日まで確約できません。
③ 利用申請	「申請書」「申請理由を証する書類」「利用要件により必要な書類」 「所得証明書（確認できない場合のみ）」「住民票（確認できない場合）のみ」 の提出が必要です。
④ 利用決定	町から決定通知が届きます。
⑤ 施設利用	入所 入所前に、保護者から施設へ送迎時間、入所準備物の確認（着替え・身の回りの品等） 等の連絡をお願いします。受入施設への送迎は保護者が行います。
	退所 受入施設への送迎は保護者が行います。
⑥ 利用者負担金の支払	制度利用にあたり、利用者負担金が生じます。児童の年齢、利用内容、所得 の状況等により負担額が異なります。町から届いた納付書での支払いをお願いします。

お問合せ

世羅町子育て支援課 〒722-1192 世羅郡世羅町大字本郷 947 番地 TEL0847-25-0295

